

現行の健康保険証の新規発行終了について

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について、施行期日を**令和6年（2024年）12月2日**とする施行期日政令が公布されました。
現行の健康保険証の発行については、令和6年（2024年）12月2日より終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します（※）。
※令和6年（2024年）12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられています。
（経過措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合は失効します。）



まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、[マイナンバーカードの取得](#)、[マイナンバーカードの健康保険証利用登録](#)を行ってください。
マイナンバーカードの健康保険証利用登録は医療機関・薬局のカードリーダーからでもできます。

※ マイナンバーカードの健康保険証利用としての事前登録は、マイナポータル、セブン銀行のATMでもできます。

健康保険証の発行終了後、マイナ保険証や有効な健康保険証をお持ちでない方は、医療機関・薬局の受診時は資格確認書により資格確認を行います。

近畿薬剤師国保組合の令和6年12月2日以降の取り扱いについて

- マイナ保険証をお持ちでない方については、[資格確認書](#)を送付する予定です。
- マイナ保険証をお持ちの方については、[資格情報のお知らせ](#)を送付する予定です。

※ 一斉更新で発行する最後の被保険者証は令和6年10月に送付予定です。
有効期限：令和6年11月1日 ～ 令和7年11月30日迄